

生駒市規則第17号

生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則をここに公布する。

令和元年9月27日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定教育・保育施設の小学校就学前子どもに提供する給食に要する費用（以下「給食費」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- (3) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (4) 教育認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。
- (5) 満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(6) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(給食の申込み及び停止)

第3条 給食の提供を希望する教育認定子どもの教育・保育給付認定保護者は、給食の提供を希望する月の前月の15日までに、所定の届出書を特定教育・保育施設に提出しなければならない。

2 給食の提供の停止を希望する教育認定子どもの教育・保育給付認定保護者は、給食の提供の停止を希望する月の前月の15日までに、所定の届出書を特定教育・保育施設に提出しなければならない。

(給食費の月額等)

第4条 教育認定子ども及び満3歳以上保育認定子どもに係る給食費の月額は別表のとおりとし、満3歳未満保育認定子どもに係る給食費の月額は生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（令和元年8月生駒市条例第12号）別表に定める利用者負担額に含まれるものとする。

2 満3歳以上保育認定子どもに係る給食費について、1月当たりの欠食日数が連続して10日以上となるときは、280円に当該満3歳以上保育認定子どもの欠食日数を乗じて得た額（欠食日数が月の初日から末日までの全日数にわたるときは給食費の月額的全額）を当該満3歳以上保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者に還付するものとする。

(給食費の納付)

第5条 教育・保育給付認定保護者は、給食費を給食の提供を受けた月の翌月の10日までに市に納付しなければならない。

(施行の細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 教育認定子どもに係る給食費

		第1子	第2子	第3子以降
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（以下「要保護世帯」という。）	主食費	30円に1月の提供回数に乗じて得た額		
	副食費（おやつ代を除く。）	0円	0円	0円
	おやつ代	40円に1月の提供回数に乗じて得た額		0円
市町村民税が非課税の世帯又は市町村民税所得割合算額が77,100円以下の世帯（要保護世帯を除く。）	主食費	30円に1月の提供回数に乗じて得た額		
	副食費（おやつ代を除く。）	0円	0円	0円
	おやつ代	40円に1月の提供回数に乗じて得た額		0円
その他の世帯	主食費	30円に1月の提供回数に乗じて得た額		
	副食費（おやつ代を除く。）	240円に1月の提供回数に乗じて得た額		0円
	おやつ代	40円に1月の提供回数に乗じて得た額		0円

備考 この表の「市町村民税所得割合算額」とは、令第4条第2項第2号に規

定する市町村民税所得割合算額をいう。

2 満3歳以上保育認定子どもに係る給食費

		第1子	第2子	第3子以降
要保護世帯	主食費	600円	600円	600円
	副食費	0円	0円	0円
市町村民税が 非課税の世帯 又は市町村民 税所得割合算 額が57,699円 以下の世帯(要 保護世帯を除 く。)	主食費	600円	600円	600円
	副食費	0円	0円	0円
その他の世帯	主食費	600円	600円	600円
	副食費	5,000円	5,000円	0円

備考 この表の「市町村民税所得割合算額」とは、令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。